

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（仮称）の策定に向けて

経緯

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日中央教育審議会）

勤務時間外に「超勤4項目」以外の業務も行われ、勤務時間が長時間化している状況を踏まえ、文部科学省は、公立学校の教師の長時間勤務の改善に向け、業務の総量を削減するに当たり、勤務の特殊性にも留意しつつ、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを早急に検討し、それに実効性を持たせるための方策も併せて示すべきである。

- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）

政府全体の「働き方改革実行計画」において、時間外労働の限度について原則月45時間、年360時間と示されている。それを参考にしつつ、教師が、長時間勤務により健康を害さないためにも、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

ガイドラインに盛り込むべき事項

- 本ガイドラインの対象者

- ・働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されない、給特法の対象者（公立の義務教育諸学校等の教育職員）を踏まえ、どのように考えるか。

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、
中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、
実習助手、寄宿舎指導員

○本ガイドラインにおいて対象とする「勤務時間」の考え方

- ・ 所定の勤務時間内の業務及びいわゆる「超勤4項目」として命じられた業務は当然対象となると考えられるが、これ以外の業務を対象とすべきか。
- ・ いわゆる「超勤4項目」以外の業務を対象とした場合、職務命令の有無で外縁を管理できないが、代わりにどのような概念で整理すべきか。
- ・ その他、教師の勤務の特殊性を踏まえ、どのような留意点が考えられるか。

○上限の目安時間

- ・ 「働き方改革推進法」で規定された時間を踏まえ、どのように考えるか。

【働き方改革推進法で規定された時間（概要）】

- ・ 1か月の時間外労働45時間以内
- ・ 1年間の時間外労働360時間以内

※臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

- ・ 1か月の時間外労働100時間以内
- ・ 1年間の時間外労働720時間以内

(連続する複数月の平均時間外労働80時間以内、

かつ、時間外労働45時間超の月は年間6カ月まで)

○実効性を持たせるための方策

- ・ ガイドラインの実効性を持たせるために、どのような方策が考えられるか。

○その他留意事項

- ・ 前提として、勤務時間を客観的に把握することを徹底すべきではないか。
- ・ その他留意事項としてどのようなことを盛り込むべきか。